

大分県からのお知らせ

～従業員の就職・退職又は従業員の被扶養者に異動があった場合の
国民健康保険等の手続き等に関するご協力のお願い～

事業主の皆様へ

次の場合は、本人(国民健康保険は世帯主)が住所地の市役所・町村役場に
届け出る必要がありますので、連絡票の作成についてご協力をお願いします。

- ◆従業員が就職して国民健康保険の資格を喪失した場合
- ◆従業員が退職して新たに国民健康保険に加入する場合
- ◆従業員のご家族が扶養に入り国民健康保険の資格を喪失した場合
- ◆従業員のご家族が扶養から外れて国民健康保険に加入する場合 等



下記の書類をお渡しのうえ 14 日以内に手続きするようお伝えください。

(様式 1) 【国民健康保険・国民年金の手続等について】被保険者の皆様へ

(様式 2) 【市役所・町村役場 国民健康保険・国民年金担当課 提出用】
(健康保険・厚生年金保険 資格等取得(喪失)連絡票) (様式 2)

→様式2は記載例を参考に事業主において作成をお願いします。

◎様式は、大分県庁のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12340/gaiyou-tetuduki.html>)
からもダウンロードできます。

◎任意継続保険制度についてもご説明をお願い致します。

※連絡表の作成について、ご質問等がございましたら、従業員の方のお住まい

の市町村役場の国民健康保険・国民年金担当課まで、お問い合わせください。

(電話番号は(様式 1)大分県からのお知らせ「被保険者の皆様へ」に記載しています。)

大分県社会保険協会へお問い合わせいただくことのないよう、お願いいた
します。

大分県内各市町村 国民健康保険・国民年金担当課
大分県福祉保健部 国保医療課